

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、株主をはじめお客さま、お取引先、地域社会、従業員等のステークホルダーと良好な関係を構築しつつ、透明・公正かつ迅速・果敢な意思決定を行うことにより、当社の持続的成長及び中長期的な企業価値の向上を目指し、以下の基本的な考え方に沿ってコーポレート・ガバナンスの充実に継続的に取り組みます。

- (1) 当社は、株主の権利が実質的に確保され、適切に行使されるよう環境を整備するとともに、株主の実質的平等性を確保します。
- (2) 当社は、ステークホルダーの権利・立場や健全な事業活動倫理を尊重する企業文化・風土を醸成し、ステークホルダーと適切に対話・協働します。
- (3) 当社は、会社の情報について法令に基づき適切に開示するとともに、法令に基づく開示以外の情報提供についても、公平性に配慮し、主体的に取り組みます。
- (4) 当社取締役会は、株主に対する受託者責任・説明責任を踏まえ、企業戦略等の大きな方向性を示すとともに、適切なリスクテイクを支える環境整備を行い、独立した客観的な立場から経営陣に対する実効性の高い監督を行います。
- (5) 当社は、株主と建設的な対話を行い、株主の関心・懸念に正当な関心をもつとともに、当社の経営方針を分かりやすい形で説明理解を得るよう努めます。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの趣旨・精神を尊重し、コードの各原則について全て実施いたします。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1-3 資本政策の基本的な方針】

当社は、中長期的な企業価値向上と安定的・持続的な成長に向けた強固な財務基盤を構築するため、有利子負債の圧縮や自己資本の充実に取り組みます。

また、経営資源を効率的に活用し、資本効率の向上を図ります。

株主還元については、業績に応じた配当の実施を基本とし、財務基盤の強化にあわせた配当性向の向上などを図ってまいります。

【原則1-4 政策保有株式】

(1) 政策保有に関する方針

当社は、政策保有については、事業戦略、取引の維持・強化等の事業活動における必要性及び政策保有を行う経済合理性などを総合的に勘案し、中長期的な企業価値向上につながると思われる場合に、株式を保有し、保有意義が希薄と判断した株式は、当該企業の状況を勘案した上で売却を進めるなど縮減を図ることとしています。

(2) 取締役会での検証の内容

当社は、毎年、取締役会において、主要な政策保有株式について、個別に、上記方針に沿って保有の適否を検証することとしています。

(3) 議決権行使に関する基本方針

当社は、政策保有株式に係る議決権行使にあたっては、当社及び政策保有先の中長期的な企業価値向上に資するものかどうか等を総合的に評価し、議案への賛否を判断します。

【原則1-7 関連当事者間の取引】

当社は、取締役及び監査役利益相反取引について、当社や株主共同の利益を害することのないよう、またそうした懸念を惹起することのないよう、会社法に基づき、取締役会での事前の承認・事後の報告を求めます。また社内規程に基づき、執行役員についても同様とします。

当社は、主要株主との取引の有無及びその内容についても、取締役会によって適切に監視します。但し、当社議決権の10%以上を保有する主要株主は現在いません。

【原則2 6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社の企業年金の積立金の運用は、マツダ企業年金基金により行われています。積立金の運用は複数の運用機関に委託しています。運用機関の選定にあたっては、運用実績などの定量面に加え、運用コンサルタント会社を活用するなど、外部の専門家の意見も取り入れながら、長期的に収益を確保する観点から慎重に行っています。

また、基金がこれらの機能を発揮できるよう、財務部門から専門性を有した人材を派遣するとともに、企業年金基金に運用専任担当を配置し、運営にあたる適切な資質を持った人材の登用・育成に努めています。

加えて、人事・財務等の業務に精通した者を構成員とする資産運用委員会を通じ、重要事項の意思決定を行うとともに、基金の運営の健全性を確認しています。

個別の投資先選定や議決権行使については運用機関へ一任し、企業年金の受益者と会社の間で利益相反が生じないようにしています。

【原則3-1(1) 経営理念、経営計画等】

当社は、お客さまをはじめとするステークホルダーの皆様から信頼され、選ばれ続けるブランドとなることを目指し、全社一丸となって事業活動を推進すべく、下記の「コーポレートビジョン」を策定しています。

<コーポレートビジョン>

私たちはクルマをこよなく愛しています。

人々と共に、クルマを通じて豊かな人生を過ごしていきたい。
未来においても地球や社会とクルマが共存している姿を思い描き、
どんな困難にも独創的な発想で挑戦し続けています。

1. カーライフを通じて人生の輝きを人々に提供します。
2. 地球や社会と永続的に共存するクルマをより多くの人々に提供します。
3. 挑戦することを真剣に楽しみ、独創的な“道(どう)”を極め続けます。

当社グループは、2017年3月期をスタートとする中期経営計画「構造改革ステージ2」(2017年3月期～2019年3月期)を策定し、「走る喜び」と「優れた環境・安全性能」を両立する魅力ある商品をお届けするとともに、全領域でビジネスの質的成長を目指し、ブランド価値のさらなる向上に取り組んでおります。

また、次期中期経営計画の公表に先立ち、持続的な成長に向けた基本的な取り組みの方向性として、「今後の取り組み方向性」を公表しております。

これらの具体的な内容及び進捗状況については、当社ホームページに掲載のIR資料に記載していますので、ご参照ください。
(<http://www.mazda.com/ja/investors/library/>)

【原則3-1(2) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針】
本報告書の「1.1. 基本的な考え方」に記載していますので、ご参照ください。

【原則3-1(3) 経営陣幹部・取締役の報酬決定の方針と手続】
本報告書の「2.1. [取締役報酬関係] 報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」に記載していますので、ご参照ください。

【原則3-1(4) 経営陣幹部の選解任、取締役・監査役候補の指名の方針と手続】
(指名・選任の方針・手続)

当社は、役員(取締役、監査役候補者及び執行役員)の指名・選任にあたっては、心身ともに健康であることを大前提とし、株主・お客さまをはじめとするステークホルダーの負託に応えようとする姿勢、高い倫理観、行動力、リーダーシップ、職務経験と能力、会社や個人の業績等を考慮します。また、取締役候補者については、特に優れた人格、識見、能力及び豊富な経験を有する人物であることに加えて、取締役会全体の構成・バランス等を考慮します。

監査役候補者については、上記に加えて、1名以上は財務・会計に関する十分な知見を有する者であることを考慮します。

社外取締役及び社外監査役の候補者については、上記に加えて、当社の独立性基準を満たしていること、役割・責務を適切に果たすために必要となる時間・労力を十分に確保できることを確認します。

当社は、役員(指名・選任)について、透明性・公正性・客観性を一層高めるため、取締役全員で構成し、社外取締役を議長とする「役員体制諮問委員会」を社長の諮問機関として設置しており、同委員会は、役員(構成、候補者の育成・選定の方針等)について提言を行います。同委員会の提言を踏まえて、役員(指名・選任)に関する議案を取締役に上程します。

(解任の方針・手続)

取締役等(取締役、監査役及び執行役員)の職務に関し法令・定款に違反する重大な事実が判明した場合、取締役等としての適格性に欠け、相応しくない行為があった場合、その他職務を適切に遂行することが困難と認められる事由が生じた場合には、当該取締役等の解任・その他の処分について、役員体制諮問委員会の提言を踏まえて、当該取締役等の解任に関する議案を取締役に上程します。

【原則3-1(5) 個々の取締役・監査役候補の指名理由】

取締役・監査役候補の指名理由については、「定時株主総会招集ご通知」に記載していますので、ご参照ください。
(<http://www.mazda.com/ja/investors/stockinfo/meeting/>)

【補充原則4-1-1 経営陣に対する委任範囲】

当社取締役会は、法令・定款で定められた事項のほか、当社取締役会規程で定める会社の重要な業務執行に関する事項について審議・決定します。その他の事項については、当社職務権限規程に基づいて権限が委譲された社長以下の執行役員等が決定します。

なお、全社重要方針・施策の審議や経営管理に必要な情報の報告等を行うための経営会議、その他社長の意思決定に資するための諮問機関を設けます。

【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準】

本報告書の「2.1. [独立役員関係] その他独立役員に関する事項」に記載していますので、ご参照ください。

【補充原則4-11-1 取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方】

上記原則3-1(4)に記載していますので、ご参照ください。

【補充原則4-11-2 取締役・監査役の社外役員兼任状況】

社外取締役及び社外監査役については、当社における役割・責務を適切に果たすために必要となる時間・労力を十分に確保できる兼任状況であることを確認します。

重要な兼職の状況については、「定時株主総会招集ご通知」に記載していますので、ご参照ください。

(<http://www.mazda.com/ja/investors/stockinfo/meeting/>)

【補充原則4-11-3 取締役会の実効性の分析・評価】

当社取締役会は、取締役会のさらなる実効性の向上に向けた取り組みを着実に進めるために、2017年度の分析・評価を実施しました。分析・評価の方法、結果の概要は以下のとおりです。

(1) 分析・評価の方法

当社取締役会事務局が作成した調査票に基づき、すべての取締役及び監査役が、取締役会の実効性について自己評価を実施しました。また、その結果を事務局が取りまとめた後、取締役会にて、現状分析を共有したうえで、目指す姿、改善策などについて議論を行いました。

主な調査内容は、取締役会の構成、経営戦略に係る審議の状況、コンプライアンス・内部統制に係る審議の状況、情報提供(情報量、資料、説明、社外役員に対するサポート)の状況、審議への関与です。

(2) 結果の概要

当社取締役会は、メンバーが当社の経営戦略等の決定に適切に関与し、その内容を共有するとともに、社外役員は、議案の事前説明、その他サポートにより、当社の状況を把握したうえで、独立した立場から活発に意見を述べており、業務執行に対する監督機能が確保されていることを確認しました。

前回調査(2016年度)を踏まえ、社外役員への情報提供を一層充実させるとともに、重要な案件に関する取締役会での進捗報告と審議を強化するなどの取り組みを行った結果、社外役員の経営に関する理解がより一層深まるとともに、取締役会において適切なタイミングで建設的な議論が活発に行われていることを確認しました。

一方で、経営戦略等の重要案件に対するモニタリング強化及びリスクや収益性に関する審議の充実などに更なる改善が必要であること、取締役会メンバーの多様性については引き続き議論の必要があることを確認しました。

当社は、今後も中長期的な企業価値の向上に向けて、毎年、取締役会の実効性の分析・評価を行い、不断の改善に取り組んでまいります。

【補充原則4-14-2 取締役・監査役に対するトレーニングの方針】

当社は、取締役及び監査役の就任時には、取締役又は監査役として求められる役割・責務についての研修を実施します。また、就任後も、コーポレート・ガバナンス、内部統制、コンプライアンス、その他個々のニーズに応じた研修の機会を提供します。

社外取締役及び社外監査役に対しては、上記に加え、当社販売・生産拠点の視察、各種イベントへの参加、業務執行役員との面談など、当社の事業の内容・状況等の理解を深めるための機会を提供します。

【原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針】

(1) 基本方針

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値向上へ向けて、株主・投資家の皆様への適時適切な情報開示と建設的な対話を行うべくIR活動を推進します。

(2) IR体制

当社は、株主との対話全般については財務統括役員が統括し、財務担当役員、財務企画部(IR部門)が担当するほか、対話を充実させるため、経営企画本部、コーポレート業務本部及び各領域担当部門と連携をとり、適宜、情報共有を行う体制を確保します。

(3) 対話の手段

個別面談以外の対話の取り組みとして、四半期毎の決算説明会、個人株主向け説明会などの各種説明会や工場見学会を実施します。また、有価証券報告書、株主通信等の発行及びホームページでの経営方針やマツダブランドなどの説明を通じた公平で透明性の高い情報開示に努めます。

(4) 対話のフィードバック

株主から寄せられた意見等は、必要に応じて財務担当役員から取締役会や経営陣幹部にフィードバックします。

(5) インサイダー情報の管理

株主との対話において、インサイダー情報(未公表の重要事実)は、法令、社内規程に従って適切に取扱いします。

【原則5-2 収益計画・資本政策の基本的な方針】

収益計画等は、「構造改革ステージ2」(2017年3月期～2019年3月期)において説明しています。また、次期中期経営計画の公表に先立ち、持続的な成長に向けた基本的な取り組みの方向性として、「今後の取組み方向性」を公表しております。「構造改革ステージ2」、「今後の取組み方向性」の内容等は、当社ホームページに掲載のIR関連資料に記載していますので、ご参照ください。

(<http://www.mazda.com/ja/investors/library/>)

資本政策の基本的な方針は、上記原則1-3に記載していますので、ご参照ください。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	30%以上
-----------	-------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	34,275,700	5.44
トヨタ自動車株式会社	31,928,500	5.07
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	31,492,800	5.00
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	15,851,700	2.52
株式会社三井住友銀行	12,857,500	2.04
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	12,233,900	1.94
ビーエヌワイエムエスエーエヌブイ ノントリーティー アカウント	10,413,600	1.65
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口7)	9,093,200	1.44
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口1)	8,897,400	1.41
ステート ストリート バンク ウェスト クライアント トリーティー 505234	8,737,380	1.39

支配株主(親会社を除く)の有無	
親会社の有無	なし

補足説明 更新

大株主の状況は、2018年9月30日現在の状況を記載しております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月

業種	輸送用機器
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1兆円以上
直前事業年度末における連結子会社数	50社以上100社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

特になし。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	16名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	会長(社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数	10名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
坂井一郎	弁護士													
城納一昭	その他													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
坂井一郎			<p>坂井氏は、長年にわたり検事及び弁護士としての法曹界における豊富な経験・知見を有しており、これらに基づく有益な助言・提言を行うことにより取締役会の監督機能の向上に貢献いただいていることから、当社の経営に対して独立した立場からの一層の助言・監督を期待し、社外取締役に選任しております。</p> <p>坂井氏は、当社が定める社外役員の独立性判断基準に照らし、一般株主と利益相反の生じるおそれがなく十分な独立性を有していると判断し、独立役員に指定しております。</p>

城納一昭		<p>城納氏は、広島県において副知事など要職を歴任し、長年にわたり地方行政の執行に携わった豊富な経験・知見を有しており、これらに基づく有益な助言・提言を行うことにより取締役会の監督機能の向上に貢献いただいていることから、当社の経営に対して独立した立場からの一層の助言・監督を期待し、社外取締役に選任しております。</p> <p>城納氏は、当社が定める社外役員の独立性判断基準に照らし、一般株主と利益相反の生じるおそれがなく十分な独立性を有していると判断し、独立役員に指定しております。</p>
------	--	--

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり
----------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	役員体制諮問委員会	10	0	8	2	0	0	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	役員報酬諮問委員会	5	0	3	2	0	0	社外取締役

補足説明

当社は、役員(取締役、監査役候補者及び執行役員)の指名・選任について、透明性・公正性・客観性を一層高めるために「役員体制諮問委員会」を設置しています。また、取締役及び執行役員の報酬について、透明性・公平性・客観性を一層高めるために「役員報酬諮問委員会」を設置しています。両委員会とも、社外取締役が議長を務める社長の諮問機関です。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	5名
監査役の数	5名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役、会計監査人、内部監査部門の三者間では定期的に会合を行うなどの連携をとっております。

監査役ないし監査役会は会計監査人と定期的な会合をもち、会計監査人の監査計画、監査上の課題、監査結果などを聴取するとともに、監査役からも監査役の監査計画、監査の状況・結果など必要な情報を提供し、双方向での情報交換を行っており、緊密な連携の強化に努めております。また、棚卸資産、有価証券の実査等、一部、監査役・会計監査人共同での監査も実施しております。

監査役ないし監査役会は内部監査部門並びに内部統制及び財務統制推進部門と定期的な会合もっています。監査役は、内部監査部門から当社及びグループ会社を対象とした内部監査の計画及び結果について、また内部統制及び財務統制推進部門からも当社及びグループ会社を対象とした内部統制及び財務統制強化のための推進活動に関するそれぞれの計画とその進捗状況について報告を受けるとともに、監査役の監査活動の過程で入手した情報の提供、あるいは監査役の視点からの要望を伝えるなど双方向の情報交換を行っております。また、内部監査部門は監査役が開催するグループ監査役連絡会にも毎回出席しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l

堀田隆夫	他の会社の出身者																				
玉野邦彦	他の会社の出身者																				
北村明良	他の会社の出身者																				

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、**「過去」**に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、**「過去」**に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
堀田隆夫			堀田氏は、長年にわたり、大蔵省などにおいて要職を歴任するとともに当社と異なる業種の会社において経営に携わるなど、財務及び会計に関する高い知見を有するとともに、豊富な経験・識見を有していることから、外部の視点から監査いただくのに適任と判断し、社外監査役に選任しております。 堀田氏は、当社が定める社外役員の独立性判断基準に照らし、一般株主と利益相反の生じるおそれがなく十分な独立性を有していると判断し、独立役員に指定しております。
玉野邦彦		玉野氏は、伊藤忠商事株式会社の常務執行役員等の職を務めておりましたが、既に同社におけるすべての役職を退任しており、業務執行者としては2014年3月に退任後、4年が経過しております。 なお、2018年3月期において、当社は同社の有する商社機能としてのサービスに対して支払いを行っておりますが、その金額は当社連結売上高の1%未満と僅少であります。 玉野氏は、株式会社日本アクセスの理事を現任しておりますが、当社と同社との間には取引はありません。	玉野氏は、総合商社において、長年にわたり財務に関する業務に従事し、常務執行役員 CFO (最高財務責任者)補佐を務め、また、リスクマネジメントやグループ企業の経営に携わるなど、財務及び会計に関する高い知見を有するとともに、国際的な企業の経営に関する豊富な経験・識見を有していることから、外部の視点から監査いただくのに適任と判断し、社外監査役に選任しております。 玉野氏は、当社が定める社外役員の独立性判断基準に照らし、一般株主と利益相反の生じるおそれがなく十分な独立性を有していると判断し、独立役員に指定しております。
北村明良		北村氏は、株式会社三井住友銀行の代表取締役兼専務執行役員等の職を務めておりましたが、既に同行におけるすべての役職を2009年3月に退任しており、退任後9年が経過しております。なお、2018年3月31日時点において、同行は当社株式の約2.0%を所有しており、当社グループの同行からの借入金残高は79,526百万円(当社の連結総資産の約2.9%)であります。当社グループは複数の金融機関と取引があり、同行からの借入割合は他社と比べて突出しておりません。 北村氏は、株式会社関西アーバン銀行の顧問を現任しておりますが、業務執行者としては2016年6月に退任しております。なお、当社グループの同行からの借入金残高は1,134百万円(当社の連結総資産の0.1%未満)と僅少であります。 北村氏は、アーク不動産株式会社の社外取締役を現任しておりますが、同社と当社との間には取引はありません。	北村氏は、金融機関において代表取締役兼専務執行役員、取締役会長(代表取締役)兼最高経営責任者などの要職を歴任し、財務及び会計に関する高い知見を有するとともに、企業の経営に関する豊富な経験・識見を有していることから、外部の視点から監査いただくのに適任と判断し、社外監査役に選任しております。 北村氏は、当社が定める社外役員の独立性判断基準に照らし、一般株主と利益相反の生じるおそれがなく十分な独立性を有していると判断し、独立役員に指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数

5名

その他独立役員に関する事項

< 社外役員の独立性判断基準 >

当社において、社外取締役及び社外監査役が以下に掲げる要件を満たす場合に、当社に対して独立性を有していると判断します。

1. 本人が、当社グループ(注1)の業務執行者または出身者でないこと。
また、本人の近親者(注2)が、現在または過去3年間に於いて、当社グループの業務執行者ではないこと。
2. 本人が、現在または過去3年間に於いて、以下に掲げる者に該当しないこと。
 - (1) 当社の主要株主(注3)の業務執行者
 - (2) 当社を主要な取引先とする会社(注4)または当社の主要な取引先(注5)の業務執行者
 - (3) 当社の会計監査人である監査法人に所属する者
 - (4) 当社から役員報酬以外の多額の金銭等(注6)を得ている弁護士、公認会計士、税理士、その他コンサルタント(当該金銭等を得ている者が法人等の団体である場合には、当該団体に所属する者)
 - (5) 当社から取締役を受け入れている会社の取締役、監査役、執行役員
 - (6) 当社から多額の寄付又は助成を受けている団体(注7)の業務執行者
3. 本人の近親者が、2.(1)から(6)のいずれかに掲げる者(重要な者に限る)ではないこと。

(注1)「当社グループ」とは、当社及びその子会社をいう。

(注2)「近親者」とは、本人の配偶者又は二親等内の親族をいう。

(注3)「主要株主」とは、事業年度末において、当社の議決権所有割合の10%以上を保有する者をいう。

(注4)「当社を主要な取引先とする会社」とは、直近事業年度において、取引先の連結売上高の2%以上の支払いを当社が行っている取引先をいう。

(注5)「当社の主要な取引先」とは、直近事業年度において、当社の連結売上高の2%以上の支払いを当社から受けている取引先、または当社の連結総資産の2%以上の融資を当社に行っている金融機関をいう。

(注6)「役員報酬以外の多額の金銭等」とは、当社から收受した役員報酬以外の金銭その他の財産上の利益が年間1千万円を超える場合をいう。

(注7)「多額の寄付又は助成を受けている団体」とは、当社から年間1千万円を超える寄付又は助成を受けている団体をいう。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

業績連動型報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

社内取締役及び執行役員の報酬については、その職責に応じた固定額の「基本報酬」、中期経営計画に基づき設定する年次経営計画と、それに基づく個人目標を期初に設定し、期末にその達成状況を所定の基準・プロセスに従って評価のうえ決定する「業績連動報酬」、中長期的な企業価値向上への貢献意欲を高め、株主の皆様と価値を共有することを目的として、2016年6月28日開催の第150回定時株主総会において決議し導入した「株式報酬型ストックオプション」で構成しています。

(定時株主総会招集ご通知 <http://www.mazda.com/ja/investors/stockinfo/meeting/>)

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、その他

該当項目に関する補足説明

社内取締役及び執行役員を付与対象者としています。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

一部のものだけ個別開示

該当項目に関する補足説明

第152期(2017年4月～2018年3月)における当社取締役への報酬等の総額は次のとおりです。

取締役11名に677百万円

(注)取締役及び監査役の報酬については、「定時株主総会招集ご通知」、「有価証券報告書」に記載しています。

(定時株主総会招集ご通知 <http://www.mazda.com/ja/investors/stockinfo/meeting/>)

(有価証券報告書 <http://www.mazda.com/ja/investors/library/s-report/>)

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は、取締役及び執行役員の報酬について、透明性・公平性・客観性を一層高めるため、代表取締役及び社外取締役で構成し、社外取締役を議長とする「役員報酬諮問委員会」を社長の諮問機関として設置しており、同委員会は、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上につながるよう、報酬支給の方針及び方針に基づく報酬体系、プロセス等を審議し、提言を行います。

社内取締役及び執行役員の報酬については、その職責に応じた固定額の「基本報酬」、中期経営計画に基づき設定する年次経営計画と、それに基づく個人目標を期初に設定し、期末にその達成状況を所定の基準・プロセスに従って評価のうえ決定する「業績連動報酬」、中長期的な企業価値向上への貢献意欲を高め、株主の皆様と価値を共有することを目的として、2016年6月28日開催の第150回定時株主総会において決議し導入した「株式報酬型ストックオプション」で構成しています。

社外取締役の報酬は、業務執行から独立した立場であることを考慮し、固定額の基本報酬のみとしています。

なお、取締役の報酬限度額は、平成19年6月26日開催の第141回定時株主総会において年額1,200百万円以内と決議しています。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

当社は、社外役員に取締役会において活発に意見を述べ、社外取締役には十分に意思決定に参画いただけるよう、必要に応じて、取締役会の前に上程案件について説明するとともに、執行役員へのヒアリングを設定、社内外の拠点の視察、社内外のイベントへの参加の機会を提供するなどしています。

また、常勤監査役は、社内の重要会議への出席や日々の監査活動を通じて得た情報及びこれらに基づく所見等を社外役員に提供するとともに、関連部門が一体となり、社外役員の意見を踏まえた情報提供と支援を行っています。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
古田徳昌	相談役	社会貢献活動等(経営非関与)	非常勤・報酬有	1996/6/27	1年更新
井巻久一	相談役	社会貢献活動等(経営非関与)	非常勤・報酬有	2010/6/24	1年更新
山内 孝	相談役	取引先との関係維持等(経営非関与)	非常勤・報酬有	2014/6/24	1年更新

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数 3名

その他の事項

相談役の業務内容は、社会貢献活動、取引先との関係維持などに限られており、取締役会・経営会議など当社の会議体には出席しておらず、当社の業務執行・意思決定には一切関与しておりません。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

(1) 現状の体制の概要

当社は監査役会設置会社であり、株主総会、取締役会、監査役会等の法定の機関に加え、全社重要方針・施策の審議や経営管理に必要な情報の報告等を行うための経営会議、その他社長の意思決定に資するための各種諮問機関を設けております。

当社の取締役会は会社の重要な業務執行を決定し、また個々の取締役の職務の執行の監督を行っております。取締役会は10名で構成され、うち2名は独立性の高い社外取締役であります。

また、取締役の業務執行の適正な監査を行うために、社外監査役3名を含む5名の監査役で構成される監査役会を設置しております。監査役のうち2名が常勤監査役であり、また独立性の高い監査役3名を確保しております。

これに加えて、執行役員制度を導入しており、執行と経営の分離により、監督機関としての取締役会の実効性向上を図るとともに、取締役会の審議の充実と執行役員レベルへの権限委譲等による意思決定の迅速化を図るなど、経営効率の一層の向上に努めております。

内部監査部門としては、グローバル監査部が、経営の健全化・効率化等に寄与することを目的として、経営の目標・方針・計画及び諸法規・諸規程に対する会社及び関係会社の業務活動の適法性及び合理性並びに内部統制の妥当性及び有効性を監査しております。

会計監査につきましては、当社と監査契約を締結している有限責任 監査法人が監査を実施しております。当社の会計監査業務を執行した公認会計士は、横澤悟志、永田篤、森島拓也であり、有限責任 監査法人に所属しております。継続関与年数については全員7年以内であります。また、会計監査業務に係った補助者は、公認会計士14名、米国公認会計士2名、その他16名(うち公認会計士試験合格者3名を含む)であります。

(2) 監査役の機能強化に関する取組状況

当社の監査役会は社外監査役3名を含む5名で構成され、各監査役は監査役会が定めた年間計画に従って取締役の職務執行の監査を行っております。社外監査役の選任状況については、前述「会社との関係(1)」及び「会社との関係(2)」に記載のとおりであり、3名とも、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。また、当社との間に取引関係その他の利害関係はありません。

監査役の職務を補助する組織を設置し、取締役の指揮命令に服さない従業員を置いており、その人事異動及び人事評価については、人事部門が常勤監査役と事前協議を行っております。

取締役及び執行役員は、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見したときは直ちに監査役に報告を行っております。また、重要な訴訟・係争、会計方針の変更、重大な事故、当局から受けた行政処分、その他監査役会が取締役及び執行役員と協議して定める事項については、

会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実該当しない場合であっても、監査役に報告を行っております。

社外監査役への情報の提供については、前述「社外取締役(社外監査役)のサポート体制」に、監査役と会計監査人・内部監査部門との連携状況については、前述「監査役と会計監査人の連携状況」及び「監査役と内部監査部門の連携状況」に記載のとおりです。

(3)役員選任、報酬決定に関する取組状況

当社は、役員(取締役、監査役候補者及び執行役員)の指名・選任について、透明性・公正性・客観性を一層高めるため、役員の構成、候補者の育成・選定の方針等について審議する「役員体制諮問委員会」を設置しています。また、取締役及び執行役員の報酬について、透明性・公平性・客観性を一層高めるため、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上につながるよう、報酬支給の方針及び方針に基づく報酬体系、プロセス等について審議する「役員報酬諮問委員会」を設置しています。両委員会とも、社外取締役が議長を務める社長の諮問機関です。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、社外取締役を含む取締役会や諮問機関での審議による経営の透明性向上、専門性・独立性の高い社外取締役及び社外監査役の選任や監査役へのサポート体制の充実等による監査機能強化などにより、適切なコーポレート・ガバナンスの構築が可能であると考えており、本体制を採用しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	2018年6月26日開催の定時株主総会の招集ご通知は、6月4日に発送いたしました。また、これに先駆け、総会開催日の4週間前である5月28日には当社ホームページ、東証ウェブサイトにおいて招集通知を掲載いたしました。 (http://www.mazda.com/ja/investors/stockinfo/meeting/)
集中日を回避した株主総会の設定	当社では従来から集中日を避けた株主総会の開催を実施しております。
電磁的方法による議決権の行使	株主の皆様の議決権行使の利便性向上に資するため、2004年6月の株主総会から実施しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	2008年6月の株主総会から、株式会社「IC」が運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームにも参加しております。
招集通知(要約)の英文での提供	議決権行使の参考とするための英文資料を作成しております。 (http://www.mazda.com/en/investors/stockinfo/meeting/)

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	会社の情報について法令に基づき適切に開示するとともに、法令に基づく開示以外の情報提供にも主体的に取り組むことを定めています(本報告書の「1.1. 基本的な考え方」に記載のとおりです)。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	個人投資家を対象とした事業説明会を適宜開催しており、当社の販売・財務状況、将来の見通し、技術・開発等について説明しています。	なし
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	四半期毎の決算発表日に、業績説明会を開催しております。その他、技術説明会や工場見学会等を開催しております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	欧州、米国、アジア等、主要地域の海外機関投資家向けに経営説明会を実施しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算情報、有価証券報告書、四半期報告書、アニュアルレポート、株主通信などを当社ホームページにIR資料として掲載しています。 (http://www.mazda.com/ja/investors/)	
IRに関する部署(担当者)の設置	財務本部 財務企画部 IRグループ	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	ステークホルダーの権利・立場や健全な事業活動倫理を尊重する企業文化・風土を醸成し、ステークホルダーと適切に対話・協働することを定めています(本報告書の「1.1. 基本的な考え方」に記載のとおりです)。

<p>環境保全活動、CSR活動等の実施</p>	<p>当社は、「Mazda Way」に基づいた従業員一人ひとりの行動を通して、「コーポレートビジョン」の実現を目指しています。従業員一人ひとりは、当社を取り巻くすべてのステークホルダーの要望や期待に応えるよう努力しながら、日々の事業活動を通じてCSRの取り組みを推進します。これにより、当社は持続可能な社会の発展に貢献していきます。</p> <p>環境保全活動、CSR活動等の具体的な内容については、当社ホームページに掲載しています。</p> <p>(http://www.mazda.com/ja/csr/download/)</p>
<p>ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定</p>	<p>会社の情報について法令に基づき適切に開示するとともに、法令に基づく開示以外の情報提供にも主体的に取り組むことを定めています(本報告書の「1.1. 基本的な考え方」に記載のとおりです)。</p> <p>また、「マツダ企業倫理行動規範」においても、社内・社外への報告において常に真実をタイムリーに述べるよう定めております。</p>
<p>その他</p>	<p>管理職への女性の登用促進のため、女性の幹部社員数を2020年には2013年度実績の3倍とする目標を定めるとともに、人材開発委員会において幹部登用候補となる女性社員の個別育成計画を策定するなどの取り組みを実施しています。</p> <p>なお、当社は一般社団法人日本経済団体連合会の「女性の役員・管理職登用に関する自主行動計画」の趣旨に賛同し、これに参画しています。</p> <p>人間尊重、ダイバーシティ(多様性)の実現に向けた取り組みの具体的な内容については、当社ホームページに掲載しています。</p> <p>(http://www2.mazda.com/ja/csr/csr_vision/employee/pdf/diversity.pdf)</p>

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

< 体制の整備に関する取締役会決議の概要 >

1. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

株主総会議事録、取締役会議事録、経営会議議事録、稟議書、各種決定書その他の取締役の職務の執行に係る情報については、法令、定款及び関連社内規程に従い、適切に保存及び管理を行い、監査役から閲覧要請がある場合はその閲覧に供する。

2. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(1) リスクマネジメント基本ポリシー及び関連社内規程に従い、個別のビジネスリスクについては各担当部門が、全社レベルのリスクについては各主管部門が適切に管理を行う。

(2) 経営上重大な事態や災害等の緊急事態が発生した場合は、社内規程に従い、必要に応じて緊急対策本部を設置するなど適切な措置を講じる。

(3) 全社的なリスクマネジメントの推進を担当する役員と部門を定め、リスク・コンプライアンス委員会における重点課題の設定、各部門におけるリスク管理状況の確認・評価などの活動により、リスクマネジメントの一層の強化充実を図る。

3. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1) 経営計画のマネジメントについては、中長期の経営計画及び年度毎の事業計画に基づき、各業務執行ラインにおいて目標達成のために活動する。

(2) 業務執行のマネジメントについては、取締役会規程に定める付議事項に該当する事項すべてを取締役に付議する。

(3) 日常の職務遂行については、職務権限規程、業務分掌規程及び関連社内規程に基づく執行役員間の役割分担及び執行役員への権限委譲等により効率的に行う。

4. 取締役ないし使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1) 取締役会による監督機能の一層の強化及び経営の透明性の更なる向上を図るため、独立した立場の社外取締役を置く。

(2) マツダ企業倫理行動規範の下、コンプライアンスを全社的に総括する役員と部門を置き、各部門長をコンプライアンス推進責任者とするコンプライアンス体制により、取締役その他の役員ないし従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための取り組みを行う。

(3) コンプライアンスの推進業務は、リスク・コンプライアンス委員会で審議する全社推進方針に基づき、コンプライアンスを全社的に総括する部門が主管する。

(4) 法令及びマツダ企業倫理行動規範に照らし、不適切な行為等があった場合、またはその疑いがある場合の通報窓口としてマツダ・グローバル・ホットライン(以下、「ホットライン」という。)を設ける。ホットラインは、匿名による通報を受け付けるとともに、通報窓口を第三者機関(弁護士)にも設ける。

5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(1) 子会社に対して、関連規程に従い、特定の事項、重要な業務上の課題等の解決について、当社への事前の報告または当社の同意を得ることを求める。

(2) 子会社に対して、リスクマネジメント基本ポリシー及び関連社内規程に従い、リスクマネジメントに適切に取り組むように指導・支援を行う。

(3) 子会社に対して、当企業集団の中長期の経営計画及び年度毎の事業計画、その他当社の政策と方針を展開するとともに、これらに沿った経営が行われるよう、指導・支援を行う。子会社に随時発生する重要な経営上の諸問題を解決するための指導・支援を行う。

(4) 子会社に対して、マツダ企業倫理行動規範を展開するとともに、これに沿った経営が行われるよう、指導・支援を行う。監査役及び内部監査部門は、法令・定款の遵守状況やリスク管理状況について適宜、グループ会社監査を行う。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役を補助する組織を設置し、取締役の指揮命令に服さない従業員(以下、「監査役スタッフ」という。)を置く。

7. 上記6. の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

(1) 監査役スタッフの人事異動及び人事評価については、人事部門は常勤監査役と事前協議を行う。

(2) 監査役スタッフは、他部署の使用人を兼務せず、もっぱら監査役の指揮命令に従わなければならない。

8. 当社及び子会社の取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制並びに当該報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

(1) 取締役及び執行役員は、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見したときは直ちに監査役に報告する。

(2) 取締役及び執行役員は、重大な訴訟・係争、会計方針の変更、重大な事故、当局から受けた行政処分、その他監査役会が取締役及び執行役員と協議して定める事項については、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実に関与しない場合であっても、監査役に報告する。

(3) 取締役及び執行役員は、子会社の取締役、執行役員、監査役及び内部監査に携わる従業員に対して、当社または子会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実及びその他監査役会が取締役及び執行役員と協議して定める事項についての報告を求め、これを監査役に報告する。

(4) 内部監査部門は、当企業集団における内部監査の結果等について定期的に監査役に報告する。

(5) ホットラインにより、当社及び主要な子会社の従業員等からの通報を受け付けるとともに、通報の状況等について定期的に監査役に報告する。

(6) ホットラインへの通報者や調査に協力した者及び前各号により監査役に報告をした者に対する報復や不利益取扱いを行わないことを当企業集団の役員及び従業員等に周知徹底する。

9. 監査役は職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役会は、職務の執行上必要と認める費用について、あらかじめ予算を計上する。緊急又は臨時に支出した費用については、事後会社に償還を請求することができる。

10. その他監査役は監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1) 各監査役は監査役会が定めた年間計画に従って取締役の職務執行の監査を行う。

(2) 常勤監査役は、経営会議その他の重要会議に出席する。

(3) 監査役ないし監査役会、内部監査部門及び会計監査人の間で、定期的に会合を行うなどの密接な連携をとる。

(4) 監査役は会合、業務執行状況についてのヒアリング等により、取締役、執行役員及び主要部門長との意思疎通を図る。

(5) 当企業集団中の大会社の常勤監査役をメンバーとするグループ監査役連絡会を定期的開催し、情報交換を行うなどの連携をとる。

< 運用状況の概要 >

当社は、上記取締役会決議に基づいて、体制を整備し、その適切な運用に努めています。2018年3月期における主な取り組みは以下のとおりです。

なお、監査役及び内部監査部門は、内部統制の有効性を継続的に監査しています。また、運用状況は、取締役会に報告されています。

1. リスクマネジメント及びコンプライアンスに関する取り組み

- ・リスク・コンプライアンス委員会にて、リスクマネジメント、コンプライアンスの運用状況を把握し、評価いたしました。また、前期に定めた中期活動計画に基づき、当社及び子会社におけるリスクの一層の見える化とリスク管理活動の強化に取り組んでおり、半期毎にその進捗をリスク・コンプライアンス委員会で確認しています。
- ・当期は、各部門において抽出したリスクについて、その対応状況の確認結果等を踏まえ、当社グループとして共通の重点課題を設定し、その課題への取り組みを実施しています。
- ・役員及び従業員に対してコンプライアンスに係る啓発活動(業務内容・職務等に合わせた集合教育、eラーニングを活用した自主的な学習機会の提供、定期的な情報発信等)を継続的に実施しています。
- ・従業員に対してコンプライアンス意識の浸透状況を調査するとともに、部門長以上を対象としたコンプライアンス意識、取り組み状況に関する調査を実施し、結果を反映した意識向上のための取り組みを継続して実施しています。
- ・当社及び主要子会社の従業員に対してホットラインの通報窓口(社内及び第三者機関)を周知するとともに、通報を受け付け、適切に対応しています。
- ・経営上の重大な不正又は損失に関する情報が職制を通じて確実に伝達され、迅速かつ円滑な対応が行われるよう、報告プロセスの継続的な周知徹底を行っています。
- ・全社レベルのリスクを主管する部門による会議を定期的開催して、新たに発生するリスク等の確認と必要な施策の検討に取り組むとともに、実効性のあるコンプライアンス教育プログラムの策定とその実施に取り組んでいます。
- ・他社における問題事例を踏まえ、当社及び子会社において業務手順の再確認などの点検を実施し、コンプライアンスの再徹底を図っています。
- ・大規模地震・火災を想定した初動訓練を定期的実施して、防災自衛団組織による対応手順等を確認しています。

2. 職務執行の効率性の確保に関する取り組み

- ・経営計画に基づいて予算を設定するとともに、進捗を確認しています。
- ・取締役会規程に定める付議事項に該当するすべての案件を取締役に付議しています。
- ・職務権限規程、業務分掌規程及び関連社内規程に基づいて執行役員間の役割分担を行うとともに、執行役員へ権限を委譲しています。
- ・「構造改革ステージ2」(2017年3月期～2019年3月期)の進捗を、経営会議、取締役会において確認しています。
- ・社外役員に対して、取締役会に付議する重要案件について事前に十分な説明を行うとともに、中長期の経営戦略について意見をいただき議論を深めています。また、取締役会の年間付議スケジュールを策定し、取締役会の審議の充実、効率化を図っています。
- ・取締役会の実効性を高めるため、取締役会出席者は、調査票に基づく自己評価を行うとともに、取締役会における審議・運営の現状分析と今後の改善策について議論を行い、改善に向けた取り組みを実施しています。

3. 当社グループにおける業務の適正を確保するための取り組み

- ・子会社におけるリスクマネジメント、コンプライアンスの取り組み状況、ホットラインの運用状況を把握するとともに、指導・支援を実施しています。
- ・子会社取締役向けに経営陣の役割・責務、コンプライアンス、リスクマネジメント等に係る教育を実施しています。
- ・当社及び子会社が連携して、内部統制の有効性の確認を目的とした内部監査を実施しています。
- ・主要な国内子会社では、当社従業員が監査役に就任して監査活動を行うとともに、各社の内部統制の取り組みについて、各社の経営状況等と併せて定期的に当社経営陣へ報告しています。主要な海外子会社では、現地の役員、内部監査部門と当社の役員、常勤監査役及び内部監査部門等が参加する監査委員会を開催して内部統制に関する取り組みの審議や意見交換を行っており、当期はその他の海外子会社についても監査委員会またはこれに準ずる体制の設置を順次進めています。また、子会社における監査体制や内部統制機能の整備を目的とした指導・支援を行うなど、子会社の内部統制及びリスクマネジメント体制の更なる強化に向けた取り組みを実施しています。
- ・当社及び子会社においては、チェックリストを用いて内部統制の運用状況についての自己診断を行い、主体的に統制上の不備を把握するとともに是正活動を実施しています。また、内部監査部門が必要な改善を提言するとともに、新たなリスクをチェックリストに適宜、反映しています。
- ・当期は、子会社においてリスクマネジメント・内部統制の推進を強化すべく、当社における子会社の管理部門及び子会社経営陣の役割・責任を再確認するとともに、その内容を明確化するため、関連社内規程の改訂に向けた議論を進めています。

4. 監査役による監査が実効的に行われることの確保に関する取り組み

- ・監査役が年間計画を作成し、取締役会において報告しています。また、年間計画に沿って監査を実施しています。
- ・常勤監査役が経営会議などの重要会議に出席して情報を収集するとともに、社外監査役へ適宜、情報提供しています。
- ・取締役、執行役員及び主要部門長より業務執行状況を計画的に聴取しています。
- ・ホットラインの通報状況は定期的に監査役に報告されています。
- ・会計監査人、内部監査部門との定期的な会合をもち、緊密な連携の強化に努めています。
- ・グループ監査役連絡会を定期的開催し、メンバーである子会社の常勤監査役との情報交換を行っています。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当企業集団は、反社会的勢力及び団体とは一切の関係を遮断するとともに、これらの活動を助長するような行為は一切行わない。また、反社会的勢力及び団体から不当な要求があった場合には、必要に応じて外部機関(警察、弁護士等)と連携して組織的に取り組み、毅然とした対応をとる。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

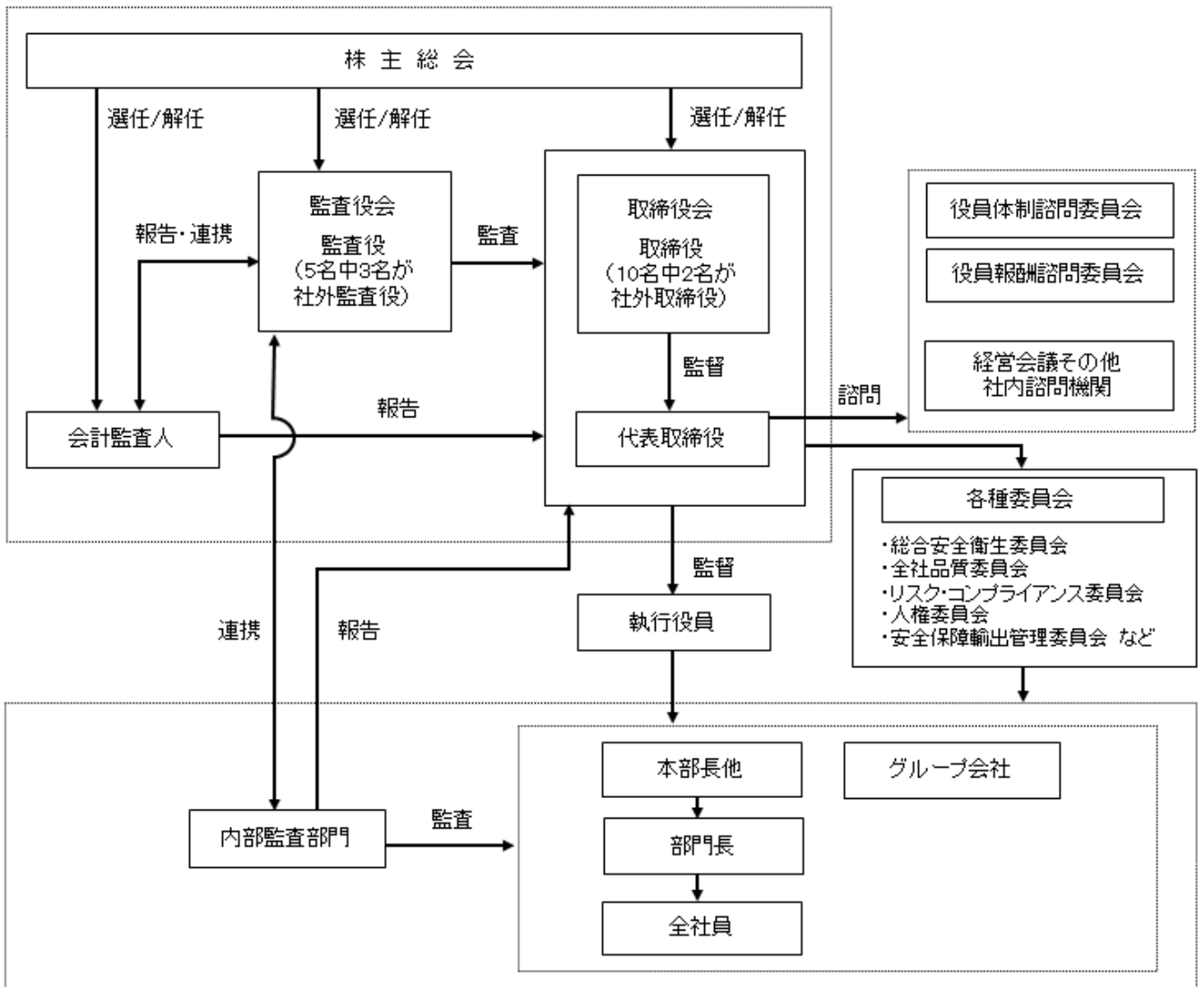
買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

【コーポレートガバナンス体制図】



当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、下記のとおりです。

